

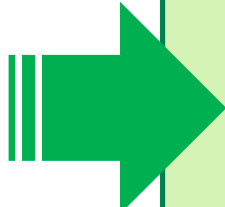
子どもに関する取組を推進するための
基本となる計画に盛り込むべき理念及び
取組等に関することについて(中間答申)



第1期中野区子どもの権利委員会

1. 中野区子ども権利委員会とは

- 条例第21条 区は、子どもに関する取組を推進するための基本となる計画（以下「推進計画」といいます。）を定めます。
- 条例第22条 推進計画および子どもに関する取組を検証するため、区長の附属機関として、中野区子ども権利委員会を置きます。

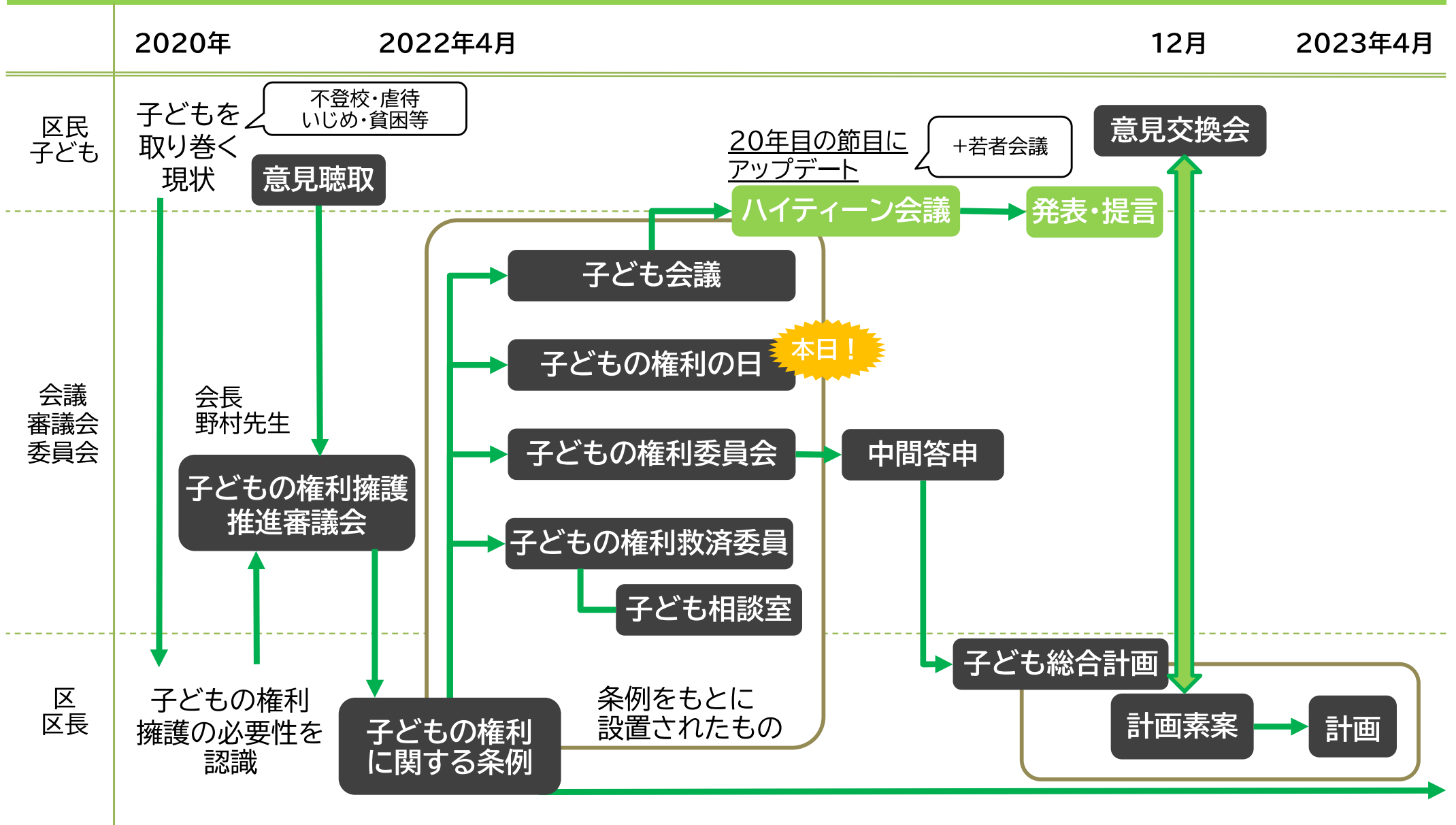


令和4年6月

第1期中野区子ども権利委員会の設置

（任期2年）

1-2. いままでとこれから

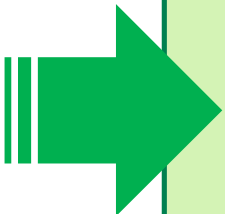


注) 図は区民からみえた大きな流れを抽出したものの

2. 第1期子どもへの権利委員会の活動内容

諮問事項

1. 子どもの権利の保障の状況に関すること
2. 推進計画及び子どもに関する取組の検証、改善等に関する
こと
3. 推進計画に盛り込むべき理念及び取組等に関すること

- 
- 令和4年6月から8月にかけて4回の委員会を開催し、
中間答申を提出
 - 審議にあたり、各委員が子どもへのヒアリングを実施
(対象)児童養護施設に入所している子どもや里親家庭で暮らす
子ども、乳幼児、不登校、障害、外国にルーツのある子ども
など

2-1.子どもの権利委員会の中問答申とは？

子どもの権利委員会で「推進計画に盛り込むべき理念及び取組等に関すること」について審議をした内容をまとめたもの。

中野区「子どもの権利に関する条例」は
ありたい姿を描いたもの

権利委員会では、権利を守るための
推進計画に必要な事柄を審議し中問答申へ

答申構成

- 1.現状と課題
- 2.考え方
- 3.取組みの方向性
- 4.体制及び評価・検証について

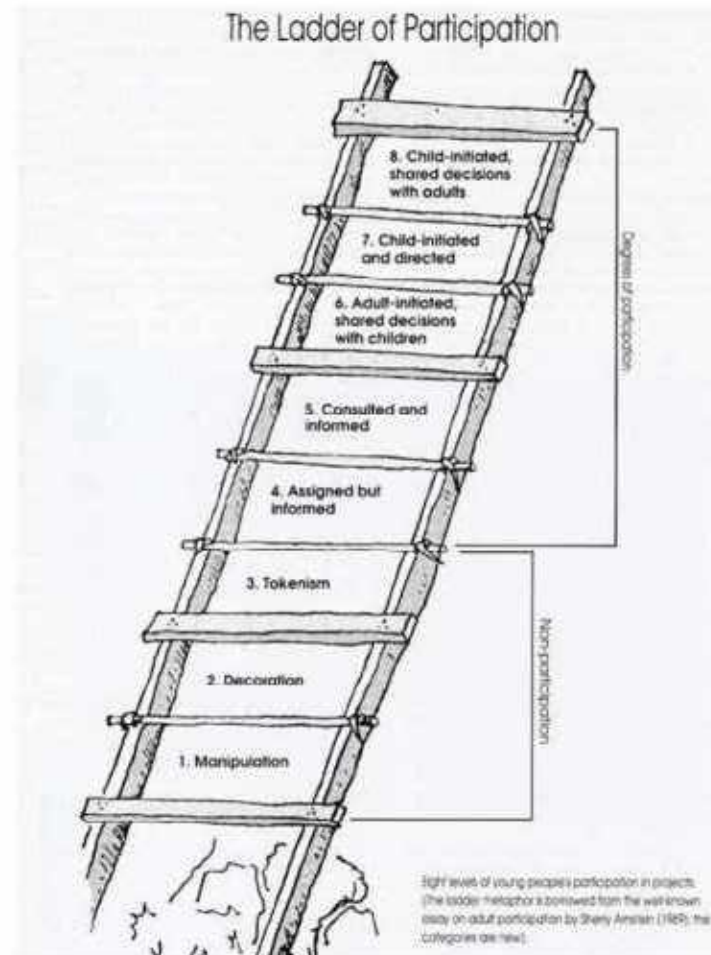
3-1.考え方のポイント

子どもは権利の主体

子どもは
まちづくりのパートナー
(参加のはしご)

関わる大人
(保護者・教員・施設職員)
の

悩み軽減も大切



(引用)

Hart, R. (1992), *Children's Participation : from Tokenism to Citizenship*, Florence, UNICEF Innocenti Research Centre

常に8段目で子ども参加を実践しなければならないということではなく、状況に応じて適切に参加のあり方を選択していく考えが重要

「参加のはしご」

(参加の度合い)

8. 子どもが着手し、おとなとともに決定する
7. 子どもが着手し、おとなに指導をうける
6. おとなが着手し、子どもとともに決定する
5. 相談され、情報を受ける
4. 役割を与えられ、情報を受ける

(非参加)

3. 見せかけ
2. お飾り
1. あやつり

3-2.中野区の現状と課題・取り組みの方向性

実態調査・意見聴取・アンケート・活動から現状と課題を把握、必要な取り組み提言

- ① 子どもの権利が知られていない
⇒普及啓発、学習の充実(学校を含む)、権利の日のイベント開催
- ② 子どもの意見が学校・まちづくりに活かされていない
⇒仕組みづくり、機会確保、子ども会議開催、施設整備・運営参加
- ③ 子どもの居場所・活動場所に改善の余地がある
⇒安心して過ごせる居場所の整備、学び・遊び・体験の充実
- ④ 子どもの権利侵害が発生、悩みを安心して相談できる場所の不足
⇒あらゆる場面(学校・地域・習い事・災害時等)で防止、相談場所の雰囲気づくり
- ⑤ 子育て家庭が抱える困難(経済的・孤独・将来不安)
⇒保護者の不安・負担の軽減・支援

3-3.体制および評価・検証について

子どもの権利を守るために必要と考える体制、評価・検証方法について提言

- 人的・物的・財政的な資源の確保
- 行政だけでなく、地域・団体と連携し、協力しあうネットワークを構築すること
- 全区職員へ子どもの権利研修を実施すること
- 定期的な統計＋ヒアリングを活用した実態調査を行うこと
 - 特に統計では見えづらいマイノリティの子どもには直接聞くなどカバーすること

3-4. 中間答申【子どもへの意見聴取】

実施における工夫や実施してみて感じたこと(各委員より)

- 子どもの意見を正しく聴き取ることの難しさを感じた。
- まずは子どもに友達だと思ってもらい、その子どもに合った聴き方をしないと意見をもらうところまでたどり着けない。難しいと思ったが、非常に良い経験だった。
- 意見聴取する子どもの周りの大人の雰囲気や、周りの大人がどのように接しているかを見ることも大切だと感じた。
- 子どもながらによく考え、自分の意見を持っていることが分かった。
- 子ども目線で、子どもの発した意見をそのまま受け止めるような形で復唱することなどを心がけた。また、発言に対し、どんな意見もできるだけ受容するよう心がけた。

4-1. 条例における子ども会議(抜粋)

- 3 区長は、子ども会議に多様な背景を持つ子どもの意見が反映されるよう努めるものとします。
- 4 子ども会議は、参加する子どもの自主性と自発性を尊重して運営されるものとします。
- 5 区長は、子ども会議への子どもの参加がうながされ、子ども会議が順調に運営されるよう必要な支援を行うものとします。
- 6 子ども会議に参加する子どもは、第2 項に規定することや自分が必要と認めることについて、その意見等をまとめ、区長に提出することができます。
- 7 前項の規定により提出された意見等について、区長は、これを尊重するよう努めるものとします。

4-2.中間答申における子ども会議について(抜粋)

- 行政は、子ども会議で行われた活動や議論または提出された意見を、まちづくりのパートナーである子どもの意見として尊重する必要があります。子ども会議の議論や意見をどのように受け止め、どう反映させたかを子どもに分かりやすい形でフィードバックすることで子どもは参加したことに意義を感じ、それが更なる参加意思の醸成につながります。また、こうした子どもとの対話が日常的に行われることが望ましいと考えます。
- 子ども会議に参加する子どもの数は、区内の子どもの数からすると一部です。しかし、子ども会議の取組を周知し、こうした子ども参加が行われていることを子ども会議に参加していない子どもや大人に知ってもらうことが重要です。こうしたことを通じて、子ども会議が、家庭、学校、地域などに広がることが期待できます。
- 子どもは、自分や社会のことについて、大人が想像しているよりも幅広く、また深く考える力があります。子ども会議の開催は、そのような子どもの力を知り、子どもの意見表明・参加に対する大人の理解の促進につながります。

中間答申

3.取組みの方向性(2)子どもの意見表明・参加の促進 ③ 子ども会議の開催より

5.中間答申概略

5(1-1). 中間答申【現状と課題】

子どもの権利の普及・啓発〔子ども・保護者〕

- 子どもの権利に関する情報にアクセスしにくい

子どもの意見表明・参加

- 子どもの意見を聴き、学校づくり・まちづくりに活かしていく機会が欠如している



5(1-2). 中間答申【現状と課題】

子どもの居場所・活動

- 子どもの居場所・活動場所に関して様々な要望やニーズがある
- 自分専用の勉強机を欲しいが持っていない子どもが、小学生で21.1%、中学生で10.5%いる※

子どもの悩みと相談

- 学校に行きたくないと思った経験が「よくあった」「時々あった」子どもは、小学生で43.4%、中学生で41.8%いる※
- 困ったことがある場合、小学生の42.3%、中学生の46.2%が「(学校以外で)進路や勉強、家族のことなど何でも相談できる場所」を「使ってみたい」「興味がある」と回答※

※中野区子どもと子育て家庭の実態調査(令和元年度)より

5(1-3). 中間答申【現状と課題】

子ども・子育て家庭が抱える困難

- 自分や自分の将来を肯定的に捉えられない子どもが一定数いる
(「自分のことが好きだ」という設問に小学生の28.7%、中学生の37.1%が「あまり思わない」、「思わない」と回答)※
(「自分の将来が楽しみだ」という設問に小学生の22.5%、中学生の33.2%が「あまり思わない」、「思わない」と回答)
- 経済的な困窮など生活に困難を抱えている家庭がある
- 相談する相手がいない保護者が一定数いる

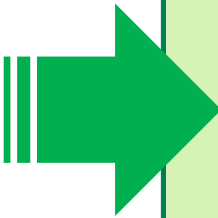
※中野区子どもと子育て家庭の実態調査(令和元年度)より

5(1-4). 中間答申【現状と課題】

子どもを取り巻く現状や課題

- 子どもの権利の普及
- 子どもの意見表明・参加
- 子どもの居場所・活動
- 子どもの悩みと相談
- 子ども・子育て家庭が抱える困難

子どもの権利保障の取組を進めていく上での課題

- 
- 子どもの権利に関する理解促進
 - 子どもの意見表明・参加の促進
 - 子どもの居場所づくり、学び・遊び・体験の充実
 - 子どもの権利侵害の防止、相談・救済

5(2). 中間答申【子どもの権利保障の基本となる考え方】

- 誰一人取り残すことなく、子ども一人ひとりの意見や言葉にならない思いを尊重する
- 子どもに関する様々な取組への子どもの参加の機会を確保し、子どもの意見を施策の推進や施設の運営に反映する
- 子どもの権利を保障していくためには、保護者をはじめ、子どもと関わる周囲の大人の負担感や悩みを軽減するような手立ても併せて講じていくことが、子どもにやさしいまち、誰にとってもやさしいまちをつくることにつながる
- 子どもの権利を実質的に保障するために、子どもの状況を把握し、モニタリングし、評価していく必要がある

5(3-1). 中間答申【取組の方向性】

子どもの権利に関する理解促進

- **子どもの権利の普及啓発**
 - …動画の作成や地域と連携した啓発、大人への啓発など
- **子どもの権利に関する学習の充実**
 - …学校等での学習機会の充実、教職員等への研修の実施など
- **中野区子どもの権利の日に併せた普及啓発**
 - …区民参加型の啓発など

5(3-2). 中間答申【取組の方向性】

子どもの意見表明・参加の促進

- **子どもの意見表明・参加の仕組みづくり**
 - …あらゆる場面における意見表明・参加の仕組みづくり、子ども参加の手引き作成など
- **子どもの意見表明・参加の機会の確保**
 - …様々な機会を捉えた周知や幅広い方法による実施など
- **子ども会議の開催**
 - …子ども会議の意見の尊重、参加しやすい仕組みづくりなど
- **子ども施設の整備・運営への参加**
 - …子どもが意見を出せる機会づくりなど

5(3-3). 中間答申【取組の方向性】

子どもの居場所づくり、学び・遊び・体験の充実

- **子どもが安心して過ごせる居場所づくり**
 - …すべての子どもの居場所の確保、多世代交流を生み出す工夫など
- **子どもの学びや遊び、体験の充実**
 - …団体等との連携、利用や申込方法の工夫など

5(3-4). 中間答申【取組の方向性】

子どもの権利侵害の防止、相談・救済

- **子どもの権利侵害の防止**
 - …児童虐待の未然防止、それぞれの状況に合わせた支援など
- **子どもの権利に関する相談・救済**
 - …相談しやすい環境や雰囲気づくり、相談手法の検討など
- **子育てに不安や負担を抱える保護者への支援**
 - …相談窓口や場所の発信など

5(4). 中間答申【推進体制及び取組の評価・検証】

- 子どもにやさしいまちづくりは、区、区民(子どもを含む)、育ち学ぶ施設および団体、事業者など、中野に暮らし、または中野に関わりを持つ全ての個人、団体がそれぞれの役割を自覚し、協力し合うことで前に進んでいく
- 行政と区民団体等との連携・協働ネットワークの構築など、地域全体で子どもにやさしいまちづくりを行うための基盤を整備する
- 推進計画の評価に際しては、統計的な手法による数値指標だけでなく、ヒアリングなどの参加型手法も活用しながら、子どもの意見を踏まえて総合的に評価する

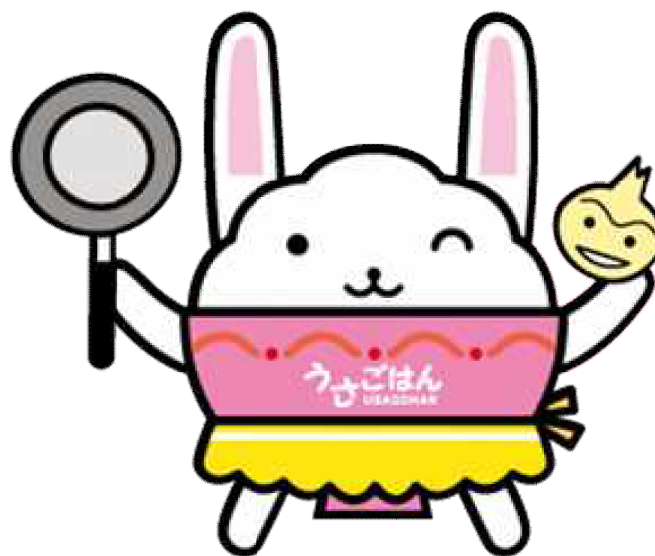
5(5). 中間答申【子どもへの意見聴取】

実施における工夫や実施してみて感じたこと(各委員より)

- 子どもの意見を正しく聴き取ることの難しさを感じた。
- まずは子どもに友達だと思ってもらい、その子どもに合った聴き方をしないと意見をもらうところまでたどり着けない。難しいと思ったが、非常に良い経験だった。
- 意見聴取する子どもの周りの大人の雰囲気や、周りの大人がどのように接しているかを見ることも大切だと感じた。
- 子どもながらによく考え、自分の意見を持っていることが分かった。
- 子ども目線で、子どもの発した意見をそのまま受け止めるような形で復唱することなどを心がけた。また、発言に対し、どんな意見もできるだけ受容するよう心がけた。

子どもの意見を聴きながら活動を進めます

第1期権利委員会の開催状況について詳しくはホームページをご覧ください。



▲中野区食育マスコットキャラクター「うさごはん」

第1期中野区子どもの権利委員会

